

田園調布学園大学学術機関リポジトリ運用指針

平成 23 年 12 月

(趣旨)

第 1 条 田園調布学園大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、田園調布学園大学（以下「本学」という。）の構成員が作成した学術情報コンテンツや教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供することにより、教育・研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(目的)

第 2 条 本指針は、リポジトリを円滑に管理・運用していくために定めるものとする。

(管理・運用)

第 3 条 リポジトリの管理・運用は田園調布学園大学図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(提供者)

第 4 条 リポジトリに教育・研究成果を提供できる者（以下「提供者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員（常勤・非常勤は問わない）
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(提供対象コンテンツ)

第 5 条 第 4 条で定めた提供者による、以下のコンテンツを対象とする。

- (1) 紀要類
- (2) 学術論文
- (3) 博士学位論文（要旨及び審査結果の要旨を含む）
- (4) 学術的会議等での発表資料
- (5) 科学研究費補助金研究成果報告書
- (6) その他、COE・GP等の報告書
- (7) シラバス
- (8) 授業等で使用した教材（提示・配布資料、動画、音声、写真、立体作品を含む）
- (9) その他、趣旨に合致するもの

第 6 条 但し、第 5 条で定めた対象コンテンツは提供者が作成に関与しており、法令上・社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないものであることとする。

(無償提供)

第 7 条 提供者からのコンテンツの提供は無償とする。

(公開)

第 8 条 図書館は、提供されたコンテンツをサーバ上に電子的に蓄積し、ネットワークを通じて公開する。リポジトリの趣旨から、コンテンツの全体を制限なしに公開することを原則とするが、提供者から申し出があった場合は学内・学外などの「公開の範囲」、半年・一年後などの「公開の時期」について指定できるものとする。ただし、目録情報（メタデータ）については、登録時からすべて公開とする。

(許諾)

第 9 条 提供するコンテンツについては、その公開について提供者の許諾を要する。許諾の範囲は以下のとおりである。

- (1) コンテンツ本体の電子化
- (2) コンテンツ本体の画面での閲覧
- (3) コンテンツ本体のダウンロード及び保存
- (4) コンテンツ本体のプリントアウト
- (5) コンテンツの参照及び引用

第 10 条 図書館は、第 9 条で定めた許諾の範囲について、提供者から許諾を受けるものとする。

(共著者がいる場合の許諾)

第 11 条 提供しようとするコンテンツに共著者（あるいは製作に深くかかわり著作権を有するもの）がいる場合は、あらかじめ提供者がこれらの許諾を得るものとする。なお、許諾の範囲は第 9 条で定めた通りとする。

(コンテンツの著作権)

第 12 条 提供されたコンテンツの著作権は図書館には移譲されず、図書館は提供者の許諾に基づき閲覧可能な電子媒体への変換および公開のみを行うこととする。

(提供されたコンテンツの保存年限)

第 13 条 提供されたコンテンツの保存は基本的に無期限とする。但し、リポジトリの運用に大幅な変更が生じた場合はこの限りではない。

(改変および削除)

第 14 条 登録済みのコンテンツに対し、提供者から改変の申し出があった場合は、これを認める。また、コンテンツ自体の非公開・削除について提供者から申し出があった場合は、これを認める。

第 15 条 コンテンツに付随するメタデータの改変及び削除について提供者から改変・削除の申し出があった場合は、これを認める。なお、明らかな記述ミス等については、運用担当者の判断で修正できるものとする。

第 16 条 登録済みのコンテンツが、法令上・社会通念上問題があり、教育研究活動の遂行を阻害する、または盗用・剽窃によることが明らかであると判断された場合は削除する。なお、本条の適用にあたっては、日本国憲法の保障する学問の自由を侵害することのないように、十分に留意しなければならない。

(利用条件)

第 17 条 リポジトリに登録されたコンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の定める条件
- (2) 利用しようとするコンテンツが、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公開されており、投稿規則または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

第 18 条 コンテンツの公開によって発生した提供者ないし著作権者およびコンテンツ利用者の損害について、図書館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 19 条 この指針に記載されていない管理および運用事項については、必要に応じて、提供者および運用担当者が別途協議するものとする。